

第2次加東市DV対策基本計画 進捗管理票（案）

基本課題	基本的方向	具体的施策	取組	施策コード	指標	現状値（平成29年度）	平成●年度の取組内容と効果 （計画期間中の各年度の数値を入力）	目標値（平成34年度）	担当課	
I 相談体制の充実	1. 相談窓口体制の周知・充実	(1) 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実	加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実	I-1-(1)-①	相談窓口の周知	広報紙等での周知回数 1回		広報紙等での周知回数 5回	福祉総務課	
		(2) 相談窓口の周知と充実	「女性のための相談」窓口の周知	I-1-(2)-①	「女性のための相談」延件数	24件		29件	福祉総務課	
		(3) 相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人の方）に応じた情報提供や相談支援	相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人の方）に応じた情報提供や相談支援	外国人相談延件数 権利擁護研修参加者数	I-1-(3)-①	外国人相談延件数	1件		1件	福祉総務課
						権利擁護研修参加者数	139人		150人	高齢介護課
			手話通訳者・登録要約筆記者数	手話通訳者・要約筆記者数 10人		手話通訳者・要約筆記者数 12人	社会福祉課			
	人権擁護委員等を対象とした研修会の実施	I-1-(3)-②	人権擁護委員等を対象とした研修会実施回数	0回		1回	人権協働課			
	2. 相談員等の資質向上	(1) 相談員等の各種研修への参加	相談員等の資質の向上	I-2-(1)-①	各種研修への参加回数	8回		10回	福祉総務課	
		(2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施	相談員等へのメンタルヘルス研修、心の相談の実施	I-2-(2)-①	相談員のメンタル不調による休暇件数 0件	0件		0件	福祉総務課	
					相談員のメンタル不調による休暇件数 0件	0件		0件	人事課	

基本課題	基本的方向	具体的施策	取組	施策コード	指標	現状値（平成29年度）	平成●年度の取組内容と効果（計画期間中の各年度の数値を入力）	目標値（平成34年度）	担当課
Ⅱ 被害者の安全確保	1. 緊急時における安全確保	(1) 被害者及び同伴家族の安全確保	警察や関係機関との連携による一時保護所までの同行支援の実施	Ⅱ-1-(1)-①	一時保護時の同行支援	同行支援割合 100%		同行支援割合 100%	福祉総務課関係間(学校・保育所等)
		(2) 子どもの安全確保	関係機関との連携による子どもの安全確保の実施	Ⅱ-1-(2)-①	県のこども家庭センターや学校等と子どもやその家庭に関する情報を共有し、見守りを継続する。	県のこども家庭センターや学校等と子どもやその過程に関する情報を共有し、見守りを継続しています。		県のこども家庭センターや学校等と子どもやその家庭に関する情報を共有し、見守りを継続します。	福祉総務課関係間(学校・保育所等)
		(3) 警察や県との連携による一時保護	警察や関係機関との連携による一時保護の実施	Ⅱ-1-(3)-①	一時保護件数	被害者の身の安全を第一に一時保護を実施しています。		被害者の身の安全を第一に一時保護を実施します。	福祉総務課
	2. 被害者の情報の保護	(1) 住民基本台帳の閲覧等の制限	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行・マイナンバーによる情報開示の制限	Ⅱ-2-(1)-①	被害者の個人情報の適正な管理	事務要領に基づき、対象者（被害者）の個人情報を適正に管理しています。※閲覧の制限については、100%達成が必須であるため省略します。		近隣市町の運用等を参考にしながら、適正な管理を行います。 ※閲覧の制限については、100%達成が必須であるため省略します。	市民課
					住民基本台帳閲覧制限事務の関与件数	住民台帳閲覧の制限の手続きが必要な場合は事務手続き等の支援を実施しています。		住民台帳閲覧の制限の手続きが必要な場合は事務手続き等の支援を実施します。	福祉総務課
		被害者の個人情報の適正な管理	情報管理100%		情報管理100%	福祉総務課			
		被害者の個人情報の適正な管理	支援希望者に同意を得た上で、関係各課にも情報を提供するとともに、警告メッセージを表示するなど、情報の取り扱いの注意喚起を行っています。（連携部署13課、情報管理100%）		支援措置対象者の情報の取り扱いを確認し、関係各課が共通認識をもって、適切な情報の管理を行います。（情報管理100%）	市民課			
		情報漏洩防止の徹底	すべての被害者について、情報漏洩防止に取り組んでいます。		すべての被害者について、情報漏洩防止に取り組めます。	学校教育課			
		情報漏洩防止の徹底	情報漏洩件数：0件		情報漏洩件数：0件	こども教育課			

基本課題	基本的方向	具体的施策	取組	施策コード	指標	現状値（平成29年度）	平成●年度の取組内容と効果（計画期間中の各年度の数値を入力）	目標値（平成34年度）	担当課
		（2）関係部局における情報管理の徹底	被害者情報の取扱いに関する関係者間での共通認識の形成	Ⅱ-2-(2)-①	被害者の個人情報の適正な管理	注意喚起実施率：100%		注意喚起実施率：100%	税務課
					郵便業務、窓口業務での本人確認の徹底	郵便物の誤発送：0件		郵便物の誤発送：0件	保険医療課
					被害者の個人情報の適正な管理	情報漏洩件数：0件		情報漏洩件数：0件	健康課
					被害者の個人情報の適正な管理	管理方法についての周知率：100%		管理方法についての周知率：100%	管理課
3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援		（1）保護命令制度に関する情報提供	保護命令制度に関する情報提供の実施	Ⅱ-3-(1)-①	被害者に保護命令に関する制度説明と書類作成支援	被害者に保護命令に関する制度説明と書類の作成を支援しています。		被害者に保護命令に関する制度説明と書類の作成を支援します。	福祉総務課
		（2）裁判所への同行支援	保護命令申立時の裁判所への同行支援	Ⅱ-3-(2)-①	同行支援の実施	100%実施		100%実施	福祉総務課

基本課題	基本的方向	具体的施策	取組	施策コード	指標	現状値（平成29年度）	平成●年度の取組内容と効果（計画期間中の各年度の数値を入力）	目標値（平成34年度）	担当課
Ⅲ 被害者の自立支援と生活	1. 被害者の自立に向けた支援	(1) 自立に向けた情報の提供	自立に向けた情報の提供	Ⅲ-1-(1)-①	情報提供の実施	DV被害者が必要とする情報提供を行っています。		DV被害者が必要とする情報提供を行います。	福祉総務課 関係各課
		(2) 生活再建に向けた支援	生活再建に向けた諸手続きの支援と情報提供	Ⅲ-1-(2)-①	同行支援の実施 情報提供の実施	転入や転出に関する行政手続きの際、同行支援を行います。 必要に応じて、司法手続きに関する情報提供も行います。		転入や転出に関する行政手続きの際、同行支援を行います。 必要に応じて、司法手続きに関する情報提供も行います。	福祉総務課
					被害者が生活困窮者の場合の相談終結率	0件（終結率-%）		終結率：100%	社会福祉課
					他市町村との連携の実施率	0%（連携を行ったことがないため）		100%（相談があった場合は、速やかに関係法令等に基づき対応します）	保健医療課
					他市町村との連携の実施	被害者の状況に応じて、必要時、乳幼児健診の依頼や予防接種の事務手続きを実施しています。		乳幼児健診や予防接種等について、被害者の状況に応じて、他市町村との連携や事務手続きを行います（※個々のケースにより、状況が異なるため）。	健康課
					情報提供の実施	生活再建に向けた相談に応じ、様々な制度の活用や行政手続きの支援を行っています。		司法手続きに関する情報提供を行います。	市民課
		(3) 住宅の確保に向けた支援	住宅に関する情報提供	Ⅲ-1-(3)-①	母子生活支援施設等の情報提供	母子生活支援施設等の情報提供を行い、住宅の確保に努めています。		母子生活支援施設等の情報提供を行い、住宅の確保に努めます。	福祉総務課
					情報提供の実施	県営住宅や市営住宅の入居条件等の情報提供を行います。		今後も継続して県営住宅や市営住宅の入居条件等の適切な情報を提供します。	都市政策課
		(4) 就労に向けた支援	ハローワーク等と連携した就労支援の実施	Ⅲ-1-(4)-①	情報提供の実施	ハローワークや市が設置する就労支援室等の相談窓口の情報を提供します。		ハローワークや市が設置する就労支援室等の相談窓口の情報を提供します。	福祉総務課
					就労に関する相談件数	被害者からの相談に随時対応しています（平成29年度の相談はなし）。		連携部署と情報共有し、被害者からの相談があれば、随時対応します。	商工観光課
		(5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供	心理相談やカウンセリング機関の情報提供の実施	Ⅲ-1-(5)-①	情報提供の実施	心理相談やカウンセリング等の情報提供を行っています。		心理相談やカウンセリング等の情報提供を行います。	福祉総務課
					こころの相談窓口の啓発	窓口でのチラシの設置 乳幼児健診や訪問、各種事業実施時にチラシを配布 ホームページへの掲載		継続してこころの相談窓口の周知に努める。	健康課

基本課題	基本的方向	具体的施策	取組	施策コード	指標	現状値（平成29年度）	平成●年度の取組内容と効果（計画期間中の各年度の数値を入力）	目標値（平成34年度）	担当課
再建の支援	2. 被害者の子どもへの支援	(1) 就学や保育に関する支援	被害者の子どもの就学等の手続きの支援	Ⅲ-2-(1)-①	同行支援の実施	転出先での就学について、手続き関係の同行支援や必要に応じて学校の見学を同行支援しています。		転出先等での就学について、手続き関係の同行支援や必要に応じて学校の見学を同行支援します。	福祉総務課
					被害者の子どもの就学支援の実施	すべての対象児童生徒が避難先で就学できています。		すべての対象児童生徒が避難先で適切に就学できています。	学校教育課
					被害者の子どもの保育所等利用率	100%		100%	こども教育課
		(2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施	スクールカウンセラーによる心のケアの実施	Ⅲ-2-(2)-①	教育相談の実施	心のケアを図るために教育相談を実施しています。関係機関と連携した支援を進めています。		教育相談による心のケアと、家庭環境の改善を図るために関係機関との連携を強化し、問題の早期発見と解決に努めます。	学校教育課
		(3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施	要保護児童対策地域協議会との連携による子どもへの支援の実施	Ⅲ-2-(3)-①	障害児童虐待の終結率	虐待認定：0件 終結した件数：0件 終結率：-%		終結率：100%	社会福祉課
					要保護児童対策地域協議会との協議の実施	必要があれば、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について検討しています。		必要があれば、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について検討します。	福祉総務課 関係各課
					子育て支援プラン検討会の開催回数	12回（検討数151件）		12回 毎月、継続して開催し、必要な支援者に対して支援方針が決定でき、各課で情報共有を図ることができる。	健康課
			乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問や乳幼児健診の実施等	Ⅲ-2-(3)-②	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問実施率 乳幼児健診の実施回数 子育て相談実施回数	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問実施率：96.9% 乳幼児健診の実施回数4 か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診は月齢に合わせて毎月1回実施 子育て相談実施回数：1回/月（午前・午後）		乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問実施率：97.0% 乳幼児健診の実施回数4 か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診は、月齢に合わせて毎月1回実施（未受診児については、未受診理由の確認と面接等で状況を把握します） 子育て相談実施回数：1回/月（午前・午後）	健康課
					子どもの学級担任による相談等の実施	Ⅲ-2-(3)-③	教育相談実施回数	4回 支援を必要とする全ての子どもを長期的・継続的に見守っています。	

基本課題	基本的方向	具体的施策	取組	施策コード	指標	現状値（平成29年度）	平成●年度の取組内容と効果（計画期間中の各年度の数値を入力）	目標値（平成34年度）	担当課
IV DVを許さない意識づくりの推進	1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発	(1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布	DV防止啓発のためのカード等の設置	IV-1-(1)-①	リーフレットやサポートカードの設置箇所数	医療機関と公共施設38箇所		医療機関と公共施設38箇所	福祉総務課
		(2) 市民向け講演会の開催	男女共同参画セミナー等の実施	IV-1-(2)-①	DV防止講演会開催回数 男女共同参画に関する市民意識調査	1回 11.5%		1回 30.0%	福祉総務課 人権協働課
		(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）の周知	パープルリボンキャンペーンの実施	IV-1-(3)-①	パープルリボンキャンペーンの街頭啓発実施回数	1回		1回	福祉総務課
	2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発	(1) デートDV防止教育・啓発の実施	デートDV防止授業の実施	IV-2-(1)-①	デートDVの防止授業実施校数	市内中学校：3校		市内中学校3校	福祉総務課 学校教育課
		(2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施	人権感覚の醸成や人の思いを大切にすることを育む授業等の実施。	IV-2-(2)-①	人権感覚を育むためのプログラム開催回数	講座開催数：7回 親子セミナー：3回 出前親子セミナー：4件 講座参加組数 延べ参加組数：170組		講座開催数：7回 延べ参加者数：180組 児童の出生数が逡減傾向にあるため、現状値の維持に努めます。	こども教育課
					保護者・地域の道徳授業に対する満足度	-		80.0%	学校教育課
	3. DVに関する調査研究	(1) 市民への意識調査の実施	DVやデートDVに関する市民意識調査の実施	IV-3-(1)-①	デートDVの認知度	43.3%（言葉や内容も知っている人の割合）		45.0%（言葉や内容も知っている人の割合）	福祉総務課
		(2) 災害時のDV等被害者の相談対応マニュアルの検討	災害時のDV相談者の支援マニュアルの検討	IV-3-(2)-①	災害時のDV相談者の支援マニュアルの検討	災害時の相談対応などの情報収集		災害時の相談対応などの研究をすすめ、マニュアルの検討をしていきます。 災害対応マニュアル等の中にDVの対応についての内容を盛り込んでいくことを検討します。	福祉総務課 防災課
	1. 庁内支援体制の整備	(1) DV被害者支援対応マニュアルの活用	DV被害者支援対応マニュアルの更新	V-1-(1)-①	DV被害者支援対応マニュアルの見直し回数	1回		随時	福祉総務課 関係各課
		(2) DV防止ネットワーク会議の開催	DV防止ネットワーク会議の開催	V-1-(2)-①	DV防止ネットワーク会議の開催回数	1回		1回	福祉総務課

基本課題	基本的方向	具体的施策	取組	施策コード	指標	現状値（平成29年度）	平成●年度の取組内容と効果（計画期間中の各年度の数値を入力）	目標値（平成34年度）	担当課
V支援体制の充実	2. 関係機関との支援体制の強化	(1) 警察や県など関係機関との支援体制の強化	警察や県など関係機関との支援体制の強化	V-2-(1)-①	警察や県など関係機関との支援体制の強化	関係機関が連携して、DV被害者について見守りや支援を実施しています。		関係機関が連携して、DV被害者について見守りや支援を実施します。	福祉総務課
		(2) 広域的な被害者支援の実施	他市町との連携による被害者支援の実施	V-2-(2)-①	他市町との連携による被害者支援の実施	被害者の市外への転出、または市外からの転入の場合において、他市町と広域的な連携によりDV被害者を支援しています。		被害者の市外への転出、または市外からの転入の場合において、他市町と広域的な連携によりDV被害者を支援します。	福祉総務課
		(3) 民間の被害者支援団体との連携	民間の被害者支援団体との連携	V-2-(3)-①	民間の被害者支援団体との連携	民間の被害者支援団体と連携して、被害者の自立を支援しています。		民間の被害者支援団体と連携して、被害者の自立を支援します。	福祉総務課
	3. 支援を担う人材の育成	(1) 職員に対する教育の実施	市職員を対象としたDV研修の実施	V-3-(1)-①	市職員を対象としたDV研修会開催回数	0回		3年に1回他研修（ハラスメント研修、女性管理職研修等）と組み合わせ開催します。	人事課
					DVネットワーク会議での研修会開催回数	DV被害者支援に関する課の職員に対してDVネットワーク会議での研修会を実施：1回/年		DV被害者支援に関する課の職員に対してDVネットワーク会議での研修会を実施：1回/年	福祉総務課
		(2) 支援団体の育成	支援団体との連携による、被害者の安全の確保	V-3-(2)-①	支援団体との連携による被害者支援の実施	支援団体の活動情報等収集回数 1回。		支援団体の活動情報等収集回数 3回。	福祉総務課